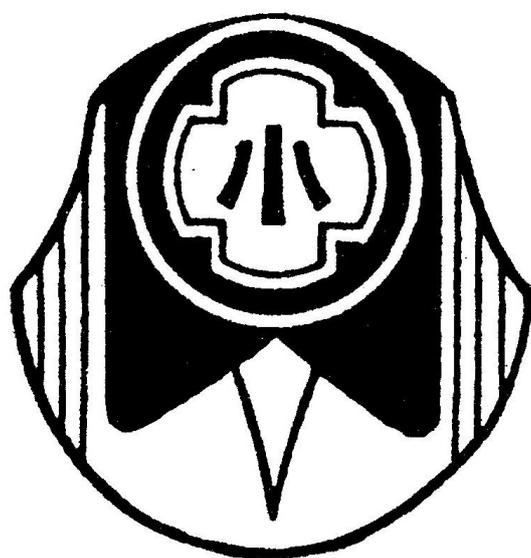


十日市場小学校PTA規約



保存版

横浜市立十日市場小学校

(令和6年3月発行)

十日市場小学校PTA規約

第1章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、十日市場小学校PTAといい、事務局を十日市場小学校に置く。

(目 的)

第2条 この会は、父母と教職員が緊密な協力のもとに十日市場小学校の教育の振興に寄与し、特に児童の幸福な成長を図ることに努め、新しい教育の理解と教育的環境の整備充実を行い、且つ会員相互の教養を高めるとともに、その親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は、第2条の目的を達成するため学校行事に協力し、施設、文化、厚生、教養その他必要な事項を行う任意団体である。

(方 針)

第4条 (1) この会は、児童の幸福な成長をはかることが目的であるため、児童の父母、またはこれに代わる者のPTA加入の有無に関わらず、すべての児童がPTA活動の利益を享受することができるよう努める。
(2) この会は、教育を本旨とする自主独立の民主的団体であって、いかなる宗教政党にも支配干渉されない。また営利的企業に利用されてはならない。
(3) この会は、直接に学校の管理及び人事に干渉はできない。
(4) この会は、児童生徒の福祉のために活動する他の社会的諸団体及び社会的機関と協力する。

第2章 会 員 等

(会 員)

第5条 1 この会の会員となることができる者は、次のとおりとする。
(1) 正会員
この会の正会員は、十日市場小学校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者及びこの学校の教職員のうち、入会意思確認書の提出をした者とする。ただし、年度途中の入会は認められないが、転入の際は、その限りではない。
(2) 賛助会員
前号の会員のほか、学区居住者は希望により賛助会員として、会長が実行委員会の同意を得て入会することができる。
2 正会員は、この会の会員として平等の権利を有し、義務を負う。
3 退会を希望する者は、退会届の提出をするものとする。ただし、年度途中の退会は認められない。また、卒業、転出の際は、学校を去った日をもって退会とする。

(経 理)

- 第6条
- 1 この会の活動に関する経費は、会費、寄付金及び事業収入によって充当される。
 - 2 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
 - 3 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。
 - 4 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

(会 費)

- 第7条
- この会の会員は、次の会費を納めるものとする。
- (1) 一世帯につき月額300円とする。
 - (2) 非会員であっても、この会の事業のために会費と同等額を拠出することができる。

第3章 役員等

(役員等の定数)

- 第8条
- この会の役員及び会計監査は、次のとおりとする。
- 1 役員
 - (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 1名以上
 - (3) 書 記 2名以上 (うち教職員1名)
 - (4) 会 計 2名以上 (うち教職員1名)
 - 2 会計監査
 - (1) 会計監査 3名 (うち教職員1名)

(役員等の選出)

- 第9条
- 1 役員及び会計監査は定数の定めるところにより、役員等候補者推薦委員会 (以下「推薦委員会」という) において正会員のうちから推薦し、総会において選出する。
 - 2 推薦委員会が必要ならば役員等に補佐を付け加えることができる。
 - 3 前項の推薦委員会に関する事項は、別に細則をもって定める。

(任 期)

- 第10条
- 役員等の任期は、1年とする。但し同一の役職については再任を妨げないが3年を限度とする。

(役員等の兼職の禁止)

- 第11条
- 役員等は推薦委員会の委員を除く他の職を兼ねることはできない。

(役員等の職務)

- 第12条
- 1 会長は、次の職務を行う。
 - (1) 総会及び実行委員会を招集する。
 - (2) 専門委員会 (臨時委員会も含む) において選出された委員会の代表者を専門委員会の委員長として委嘱する。
 - (3) 実行委員会の同意を得て賛助会員の入会を認める。
 - (4) 必要時期に推薦委員会を設置し、発足の為の手助けをする。

- 2 会長は推薦委員会を除くすべての集会に出席して意見を述べることができる。但し、会長が推薦委員となった場合はこの限りではない。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 書記は、この会の活動に関する重要事項を記録し、会長の指示に従いこの会の庶務を行う。
- 5 会計は、次の職務を行う。
 - (1) この会の予算に基づいて、いっさいの会計事務を担当する。
 - (2) 定期総会において会計報告をする。
- 6 会計監査は、次の職務を行う。
 - (1) この会の会計事務を必要に応じ随時監査する。
 - (2) 定期総会において監査結果の報告をする。

第4章 会 議

(総 会)

- 第13条
- 1 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
 - 2 定期総会・委員集会は毎事業年度2回とし、役員、委員、PTA会員を招集する。
 - 3 総会は書面総会とすることができる。
 - 4 臨時総会は、実行委員会が必要と認めたときはいつでも招集することができる。
 - 5 会員が総会員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を提出して、総会の招集を請求してきたときは、実行委員会はその請求のあった日から7日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 6 総会の議長は、総会のつど出席会員の中から選出する。(臨時総会も含む)

(総会の議決事項)

- 第14条
- 1 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 事業年度の収支予算に関すること。
 - (3) 収支決算報告の承認に関すること。
 - (4) 役員の選出に関すること。
 - (5) その他会の運営についての重要事項に関すること。

(総会の議事)

- 第15条
- 1 総会の議事は、正会員の5分の1以上出席しなければ議事を開くことができない。但し委任状の提出をもって出席とみなす。
 - 2 総会の議事は、この規約に特別の定めのある場合を除いて、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところとする。
 - 3 議長は、会員として総会の決議に加わる権利を有しない。

(実行委員会)

- 第16条 この会の業務の執行は、実行委員会が決する。

(委員の構成)

- 第17条 実行委員会の委員は、役員、各専門委員会の委員長、副委員長及び校長、副校長ま

たはこれに代わるべき者とする。但し、校外委員会においては委員長、副委員長、書記とする。役員等補佐は必要に応じ出席できる。

(実行委員会の審議事項)

- 第18条 1 実行委員会は、次の事項を審議する。
- (1) 各専門委員会において立案された案件を審議決定する。
 - (2) 総会及び専門委員会に提出する事項を審議する。
 - (3) 第13条第4項及び第1項の臨時総会に関すること。
 - (4) その他執行機関としての責任において処理すべきこと。
 - (5) 第20条の臨時委員会を設置すること。
 - (6) 第5条賛助会員の入会に関すること。
 - (7) 役員に欠員を生じた場合のその補充に関すること。

(専門委員会)

- 第19条 1 この会は、専門的常設機関として次の委員会を置く。
- (1) 保健成人委員会
 - (2) 広報委員会
 - (3) 校外委員会
- 2 前項各号の委員会の委員構成及びその活動内容等は、別に細則の定める所による。

(臨時委員会)

- 第20条 前条に定める委員会のほか、実行委員会において新たに委員会を置く必要があると認めるときは、臨時委員会を設けることができる。

第5章 改正

(特別決議)

- 第21条 この規約は、総会において出席会員の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

(告示)

- 第22条 前条の改正案は、総会の開催日の少なくとも2週間前に、全会員に知らせておかなければならない。

附 則

- (経過規定) この規約の施行後最初に選出される役員等の任期は、第10条の規定にかかわらず昭和41年3月31日までとする。
この規約は昭和40年11月12日から施行する。
第7条の規定は、この規約施行の日にかかわらず昭和40年9月1日に遡って適用する。

役員等候補者推薦委員会細則

(根 拠)

第1条 この細則は、規約第9条に規定する役員等候補者推薦委員会（以下単に「委員会」という。）の委員の構成及びその任務等について定めるものとする。

(構 成)

第2条 1 前条の委員会の委員は、次の者を持って組織する。
(1) 実行委員会の委員及び会計監査 3名
(2) 教職員 2名
(3) 専門委員会の委員 各1名以上
2 委員会には、委員長を置く。委員長は委員の互選による。
3 推薦委員は、次年度の本部役員を兼ねてはならない。
4 候補者が定員に満たず、推薦委員が本部役員を引き受ける意思がある場合は、まず推薦委員を辞退しなければならない。

(任 務)

第3条 1 委員会は、次の任務を行う。
(1) 規約第9条に規定する役員等となる候補者を推薦すること。
(2) 前号による被推薦者が決定したときは、ただちに本人の承諾を得ること。
(3) 前号による承諾を得たときは、遅くとも定期総会の開催日の1週間前に被推薦者人の氏名等必要事項を告示すること。
(4) 定期総会において候補者推薦にいたる経過報告を行うこと。
(5) 候補者が定員数を超えた場合は、告示し、会員の投票によって決定する。
(6) 推薦委員は、候補者の名前等を告示前に、他に公表してはならない。

(任務の終了)

第4条 定期総会において新たに役員等が選出されたとき、委員の任務は終了し、委員会は解散するものとする。

(改 正)

第5条 この細則は、実行委員会において構成員の過半数があれば、改正することができる。また、改正の結果については、次期総会にて報告しなければならない。

附 則

この細則は昭和40年11月12日から施行する。

専門委員会細則

(根 拠)

第1条 この細則は、規約第19条第2項の規定に基づき同条第1項各号に掲げる専門委員会（以下「委員会」という。）の委員の構成並びにその活動内容等について定めるものとする。

(構 成)

第2条 1 前条の委員会の委員は、各学年で互選により選出された者をもって組織する。但し、校外委員会の委員は各地域より選出する。
2 委員会には、委員長、副委員長を置き、委員の互選による。校外委員会に於いては、規約第17条により書記も置かれる。
3 委員長、副委員長は委員会を代表し、実行委員会の委員となる。

(活動内容)

第3条 1 委員会の活動費用は会員会費であるので、無駄を省き有意義な活動に使用する。
2 委員会の主なる活動内容は、次のとおりとする。
(1) 保健成人委員会
ア 学校保健委員会に協力する。
イ 学年を単位とする学校行事へ積極的に協力する。
ウ 会員の研修等を通じて会員の教養を高める。
エ 学校教育に対する見識を豊かにする。
(2) 広報委員会
ア P T A活動の情報を伝達する。
イ P T A会員相互の意見交換をする。
ウ P T A会員の意識高揚を図る。
(3) 校外委員会
ア 学校及び社会教育団体と協力して校外活動に協力する。
イ 災害時には児童の安全確保について指導の協力をする。
ウ 交通道德について指導の協力をする。
エ 社会奉仕活動に対して協力をする。

(改 正)

第4条 この細則は、実行委員会において構成員の過半数の賛成がなければ、改正することができない。また、改正の結果については次期総会に報告しなければならない。

第5条 この細則に定めのない事項、あるいは新たに必要を生じたときは、会長の承諾を得て委員長が定めることができる。

附 則

この細則は昭和40年11月12日から施行する。

(昭和40年11月12日制定)

(昭和59年4月一部改正)	5回目
(昭和63年4月一部改正)	6回目
(平成3年4月一部改正)	7回目
(平成8年4月一部改正)	8回目
(平成9年4月一部改正)	9回目
(平成10年4月一部改正)	10回目
(平成14年4月一部改正)	11回目
(平成16年4月一部改正)	12回目
(平成21年4月一部改正)	13回目
(平成22年4月一部改正)	14回目
(平成23年3月一部改正)	15回目
(平成25年3月一部改正)	16回目
(平成26年3月一部改正)	17回目
(平成27年3月一部改正)	18回目
(平成28年3月一部改正)	19回目
(令和2年4月一部改正)	20回目
(令和4年5月一部改正)	21回目
(令和5年9月一部改正)	22回目
(令和6年3月一部改正)	23回目